

三重とこわか国体・三重とこわか大会

四日市市企業協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における企業協賛の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要項において、企業協賛とは、企業、団体等からの協賛（以下「協賛」という。）をいう。

3 協賛の内容

- (1) 協賛の受け入れは、原則として大会の広報啓発や歓迎装飾に係る物品、その他大会の運営に係る用具等（以下「協賛物品等」という。）について行う。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し入れたときは、その資金を大会の協賛物品等に充てるものとする。

4 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛の申し込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

5 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの、及び公の秩序または良俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (6) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

6 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適當な場合は、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規程により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会の承認を得て行うものとする。

7 協賛への謝意

実行委員会が協賛を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

8 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、2021年8月末までとする。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会事務局長が別に定める。
- (2) 実行委員会が必要と認められる場合、この要項を改めることができる。

付 則

この要項は、平成31年 3月 8日から施行する。